

新型コロナウイルス感染症対策 施設利用ガイドライン（管理者・主催者向け）

大昭ホール龍ヶ崎（龍ヶ崎市文化会館）「以下（会館）という。」では、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、茨城県の新型コロナウイルス感染症に係る各種施策や公益社団法人全国公立文化施設協会の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」など関係する各業界や団体の示す対策、対応をもとに会館の特性を踏まえ、感染防止策を講じ管理運営を行います。

感染防止のための基本的な考え方

会館設置者（龍ヶ崎市）及び施設管理者（公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団）「以下（財団）という。」、公演・催事主催者は、施設の特性や公演の規模や態様を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、会館の管理・運営に従事する者（以下「職員」という。）、公演を鑑賞等するために施設に来場する者（以下「来場者」という。）、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ（以下「公演関係者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じる必要があります。特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間）、②密集場所（多くの人が密集している場所）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面）という3つの条件（いわゆる「3つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。こうした環境の発生を極力防止するなど、すべての関係者が相互に感染回避に徹底して取り組むことが重要です。

施設利用における基本的方針

- I. 感染拡大防止対策の徹底
- II. 手洗いや消毒、マスク着用や咳エチケットのお願い
- III. 3密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を避ける工夫
- IV. 大声での歓声、声援等が想定される場合、異なるグループ又は個人間の席の間隔を空けるなど
- V. 施設内での飲食に伴う利用制限

1 財団が講じる具体的な対策

（1）リスク管理

財団は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染「①」及び飛沫感染「②」のそれぞれについて、従事者、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスク管理を行うことが求められます。大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が考えられる公演については、集客施設としてのリスク管理（緊急時短宣言が発出された場合など）「③」及び地域におけ

る感染状況のリスク管理「④」も必要となります。また、それらの公演や催物等については、国、また都道府県において示される対応とリスク管理「③④」に基づいて実施の可否について設置者とその影響と補償等も含めて協議し判断する必要があります。利用を回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに公演主催者に対して施設利用が困難になる旨を伝達します。

① 接触感染のリスク管理

他者と共有する備品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を管理します。高頻度接触部位（テーブル、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、手すり等）には特に注意します。

② 飛沫感染のリスク管理

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の様態を踏まえ、人と人との距離や位置、方向、施設内で大声での対話等が頻発する場所等の状況を管理します。

③ 集客施設としてのリスク管理（緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出された場合など）

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県をまたぐ移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場実績等に鑑み管理します。

④ 地域における感染状況のリスク管理

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について管理します。

(2) 施設内の各所における対応策

会館は、リスク管理(①②)を踏まえ、当該施設の管理について以下の措置を講ずるとともに、公演主催者への要請や来場者への周知を図ります。

① 施設内

- ・ 施設の開館の際には施設内のドアノブ、手すり、座席のひじ掛け等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対応をとります。

○正面玄関・事務所脇出入口、また施設裏出入口にアルコール消毒液及び検温器の設置

- ・ 公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行います。
- ・ 施設の入口に、手指消毒用の消毒液を設置します。また在庫不足が生じないように定期的な点検を行います。

② 公演会場入口

- ・ 公演主催者に対し、会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請します。
- ・ 会場入口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫します。

③ 事務所窓口及びチケット販売

次の通り事務所・チケット窓口で対応を行うものとし、公演主催者やチケット取扱事業者に対しても同様の取り組みを要請します。

- ・ 対面で販売を行う場合、透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めます。
- ・ 販売窓口の行列では、最低1m（できるだけ2mを目安）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫します。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ 入場時のチケットもぎりの際は、マスクを着用する。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式をとり、もぎりの簡略化を導入します。

④ ロビー、ホワイエスペース

- ・ 原則飲食を禁止し、水分補給等に限り認めることとします。

- ・公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう段階的な会場入り等の工夫を行います。
- ・常時換気に努めます。
- ・テーブル、椅子等の消毒を定期的を実施します。

⑤ 会議室等

- ・常時換気に努めます。
- ・テーブル、椅子等の消毒を定期的を実施します。
- ・利用定員を踏まえ、マスクを外す場合（飲食・化粧等）は入場制限等を実施します。

⑥ 楽屋、主催者事務室、リハーサル室

- ・常時換気に努めます。
- ・テーブル、椅子等の消毒を定期的に行います。
- ・利用定員を踏まえ、マスクを外す場合（飲食・化粧等）は入場制限等を実施します。

⑦ トイレ

- ・不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行います。
- ・トイレの混雑が予想される場合、できるだけ間隔を明けて整列するよう表示するとともに、公演主催者に対して最低1m（できるだけ2mを目安）の間隔を空けた整列を促すよう要請します。

⑧ 清掃・ゴミの廃棄

施設内の清掃委託事業者等に対して、次の通り感染予防措置を要請します。

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者の体調管理、マスクや手袋の着用を徹底。
- ・作業を終えた後は、手洗い・うがいなど。

(3) 職員に関する感染防止策

- ・マスク着用や手指消毒を徹底。
- ・出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とします。
全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、嘔気・嘔吐など
- ・職員の緊急連絡先や勤務状況を把握。
- ・職員に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。

(4) 周知・広報

感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記の症状に該当する場合、来場を控える。
全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、嘔気・嘔吐など

(5) 行政機関（保健所等）との関係

- ・施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、相談センター及び所轄の保健所との連絡体制を整えます。

○茨城県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター

受付時間 8時30分～22時00分（土日・祝祭日・年末年始を含む）

電話番号 029（301）3200

○竜ヶ崎保健所

受付時間 平日 9時00分～17時00分

電話番号 0297（62）2161

2 公演・催事主催者に協力を求める具体的な対策

公演主催者が講ずべき具体的な対策は、公演時の地域における新型コロナウイルスの感染状況等により、その感染防止対策の必要性や水準が決定されることに鑑み、参考のための例示として掲げるものです。公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、会館は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう協議を行います。

<公演・催事前の対策>

(1) 入場制限等

- ・ 公演・催事主催者は、開催の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況が発生させない工夫を講じていただきます。例えば、以下のような手段が考えられます。
 - ① 開場・休憩時間の延長
 - ② 入場待機列の設置
 - ③ 日時や座席の指定による人数調整
 - ④ 大人数での来館の制限等
- ・ 来場者が多数になることが見込まれる公演については、国及び茨城県又は龍ケ崎市において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防措置について対応を検討してください。
- ・ 特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演・催事については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(2) 来場者との関係

- ・ 来場者に対して、来場者等から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。

(3) 公演関係者との関係

- ・ 公演関係者に対して、個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。

(4) 事前公表等

- ・ 茨城県の令和3年11月25日付けイベント開催時における感染防止安全計画の提出等についての制度、様式等に基づく「**感染防止チェックリスト**」を作成しホームページ等で公表して下さい。なお、イベントにおいて問題が発生した場合（クラスター発生、感染者の参加、大声での声援・歓声等の発生、感染対策不徹底等）は、直ちに会館へ電話で第一報を入れるとともに、「**イベント結果報告シート**」を茨城県に提出してください。

※会館では、参加人数5,000人超かつ収容率50%超のイベントはないので、「感染防止安全計画」作成の必要はありません。

<公演当日の対策>

- (1) 周知・広報 感染予防のため、財団と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、嘔気・嘔吐など

(2) 来場者の入場時の対応

- 以下の場合には、入場しないよう要請してください。
 - ① 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
 - ② 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ③ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合等
- 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行ってください。
- 入待ちは控えるよう呼び掛けてください。
- パンフレット・チラシ・アンケート等は手渡し等による配布は避けるようにしてください。
- プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

(3) 公演会場内の感染防止策

- 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、総合的な予防措置に努めてください。
- 座席は原則指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めてください。
- 座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取るなど、感染予防に対応した座席での対策に努めてください。
- 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。
- 場内における会話は控えていただくよう周知してください。
- 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

(4) 公演関係者の感染防止策

- 公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- 各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促してください。
全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、嘔気・嘔吐など
- 公演主催者は、公演関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用するようにしてください。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにてください。
- 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。

- ・ 速やかに、医療機関及び保健所等へ連絡し、指示を受けてください。

(6) 物販

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ パンフレット等の物販を行う場合、最低1m（できるだけ2mを目安）の間隔を開けて整列していただくようにしてください。
- ・ 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽してください。
- ・ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。

(7) 来場者の退場時の対応

- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、座席のゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- ・ 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

<公演後の対策>

- ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・ 各施設（楽屋、リハーサル室等）及び客席、使用備品などの消毒作業を講じてください。

3 会館の定員制限

会館における各ホール及び会議室等の定員については、別紙のとおりとします。

本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や会館設置者（龍ヶ崎市）・公演主催者等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものといたします。また、施設の利用条件等に変更があった場合随時HP等でお知らせいたしますので、会館の利用や来館の際にはご確認ください。

みなさまのご理解とご協力よろしくお願いいたします。

※このガイドラインは、劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会）を参考に作成しています。

施設名	制限による定員
大ホール	1,200名（車イス席を含む）※1
小ホール	250名以内 ※1.2
小会議室	16名以内 ※2
1号和室	18名以内 ※2
2号和室	18名以内 ※2
主催者事務室	4名以内 ※2
1号楽屋	10名以内 ※2
2号楽屋	10名以内 ※2
3号楽屋	10名以内 ※2
リハーサル室	10名以内 ※2 （ドアは常時開放し換気を行う。）

※1 ホール使用については、事前打ち合わせを行い適宜決定することとします。

例) 大声なしの場合は100%、大声ありの場合50%での使用、舞台上で合唱の場合前後2m
左右1mのソーシャルディスタンスの確保など

※2 マスクを外しての利用（飲食・化粧等）の場合は、定員の50%以内の利用となります。